

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 むかい医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市若葉町1番17号
- (3) 設立認可年月日 平成12年8月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年9月7日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 むかい医院	長崎県佐世保市 若葉町1番17号	一般病床 0床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
令和3年9月15日 令和2年度決算の決定承認

様式 3-4

法人名 医療法人 むかい医院

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市若葉町1番17号

貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	21,581	I 流動負債	4,970
II 固定資産	29,567	II 固定負債	14,278
1 有形固定資産	15,609	負債合計	19,248
2 無形固定資産	44	純資産の部	
3 その他の資産	13,914	科目	金額
III 繰延資産	660	I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	22,561
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	32,561
資産合計	51,809	負債・純資産合計	51,809

様式4-2

法人名 医療法人 むかひ医院
 所在地 佐世保市若葉町1番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,251
2 事業費用	77,441
本来業務事業利益	1,810
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,810
II 事業外収益	1,066
III 事業外費用	2,374
経常利益	502
IV 特別利益	136
V 特別損失	4,639
税引前当期純損失	△ 4,001
法人税等	71
当期純損失	△ 4,072

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 むかい医院
 所在地 佐世保市若葉町1番17号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	51,809 千円
2. 負 債 額	19,248 千円
3. 純 資 産 額	32,561 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,581
B 固 定 資 産	29,567
C 繰 延 資 産	660
D 資 産 合 計 (A+B+C)	51,809
D 負 債 合 計	19,248
E 純 資 産 (C-D)	32,561

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 むかい医院
理事長 迎 徹 殿

私は、医療法人 むかい医院の令和3年会計年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和4年9月23日

医療法人 むかい医院

監事 鈴木 雄大